

年次有給休暇の取得促進に向けた取り組み

～プラチナウィーク導入による心身のリフレッシュ、メリハリある働き方を支援～

三菱地所グループにおいて不動産売買の仲介、賃貸の仲介・管理を担う三菱地所ハウスネット株式会社（本社所在地：東京都新宿区北新宿 2-21-1 取締役社長：平川清士）は、従業員が安心して長期的に活躍できる環境づくりを重要な経営課題と捉え、従業員のワークライフバランス改善への様々な人事施策を導入し、ウェルビーイング、健康経営を推進しております。

その取り組みの一つとして、年次有給休暇取得促進に向けて、「プラチナウィーク（当社の連続休暇取得制度の名称）」を実施しておりますので、その概要をご紹介します。

■ 「プラチナウィーク（連続休暇）」導入の背景

当社では、健康経営を推進していくにあたり、従業員が健康な状態で生産性高く働くためには、長時間労働を抑制するとともに年次有給休暇の効果的な取得を労務管理上の重要な課題として認識してまいりました。持続的な高いパフォーマンスを実現するためには、仕事と休息のバランスが欠かせません。リフレッシュの時間を確保することで、集中力を維持し、ストレスを軽減しながら、健やかなメンタルと安定した成果につながります。従業員が心身のコンディションを整え、日々の仕事へのモチベーションを高めるための施策の一つとして、2016年度よりプラチナウィーク（連続休暇）を導入しています。

【プラチナウィーク（連続休暇）概要】

対象者：当社が雇用する全従業員

有給休暇取得奨励日数：有給休暇を連続3日以上を取得することを推奨

※ 所定休日（定休日）と併せて連続で5日以上のお休み取得が可能です

※ 年度初めに年間の有給休暇取得計画の中に組み込み、計画的な取得を支援しています

プラチナウィーク取得の例



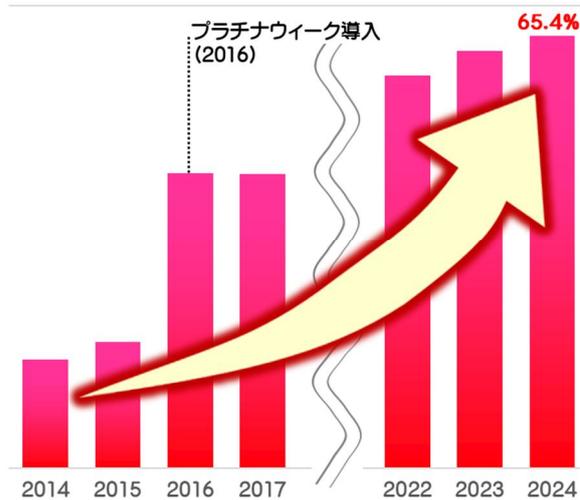
■ プラチナウィーク（連続休暇）取得奨励の取り組みとその効果

プラチナウィークは、所定休日と併せて取得することで、連続5日間以上の休暇取得が可能です。2016年の導入から9年が経ち、2024年度の当社の有給取得率は65.4%と、全国平均の65.3%*（不動産・物品賃貸業は62.4%*）を上回るとともに、2023年に当社が定めた「2025年度末までの有給休暇取得率65%」という目標を、早期に達成することもできました。

プラチナウィークは、今や全体の6割以上の従業員に利用されており、「周囲に気兼ねすることなくまとまった休暇が取れることで、よりメリハリのついた働き方ができ、効率的に仕事をするを意識するようになった」という声が多く聞かれています。

※令和6年就労条件総合調査結果(厚生労働省)より

当社有給休暇取得率の推移



2025年度末までの
有給休暇取得率当社目標

65%

2024年度: 65.4% 達成

■ 今後の取り組み

有給休暇は従業員が健康的にワークライフバランスを維持するために必要な制度という認識のもと、今後も更なる有給休暇取得率の向上実現を目指し、課題に取り組んでまいります。そして、この他にも健康経営に向けた様々な施策を通し、従業員一人ひとりのパフォーマンス向上を支え、生産性を高めることで、当社全体の活力を高めることを目指します。

三菱地所ハウスネットは、今後も社員一人ひとりがいきいきと働ける職場環境の整備を進めるとともに、多様な働き方を尊重し、柔軟で快適な就業環境を実現してまいります。

■ 本社概要

- ・所在地 東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号
新宿フロントタワー 32F
- ・最寄り駅 東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅
- ・TEL 03-6908-5560
- ・営業時間 9:30～18:00
- ・定休日 毎週水曜日および日曜日



< 本件に関するお問い合わせ先 >

三菱地所ハウスネット株式会社 経営企画部 TEL:03-6908-7905